



消費生活センターからのお知らせ

出張講座を ご利用ください

町会や老人会、学校、PTAの家庭教育学級、子育てサークルなどに、出張講座を利用しませんか？消費生活センターでは、5人以上の区民の皆さんの集まりに、啓発員が出張して講座を行います。

講座内容や実施日時等については、お気軽にご相談ください。講師料、交通費は不要です。

人気講座例：悪質商法や契約トラブルへの対処法、インターネットの安全な利用、おこづかいのルールづくり、飲み物の糖度や塩分の測定など

糖度計・塩分計 を貸し出します

日ごろ飲んでいるものにどれくらい糖分や塩分が含まれているのか、ご自身の目で確認してみませんか？消費生活センターでは糖度計・塩分計を無料で貸し出します。貸出期間は2週間です。

問い合わせ先 TEL:03-3711-1133



はい 消費者相談です

気軽に若返り？ 高齢者を対象とした美容医療トラブルが増えています！

Q 口元の皺(しわ)が気になり、切らずに治せるというチラシを見て、話だけ聞きに行こうと美容外科に出向いた。個室に案内され、「1本50万円の注射4本だけで改善できる、今日簡単にできますよ」と勧誘された。思っていたよりもかなり高額な料金だったのでとまどっていたら、次々に書類を出されて強引に話を進められ、4回の分割払いで支払う契約書にサインしてしまった。その後すぐに注射を打たれたが、数週間経っても皺が改善されたようには感じない。1回目は支払ったが、残金は払いたくない。(80代女性)



A 簡単にきれいになれるとうたう広告をきっかけに美容外科に出向いた60歳以上の女性が、その日のうちに契約させられ、施術を受けてしまうトラブルが増えています。中には、明確な基準に基づいて料金が請求されているのか不明なケースや、費用が明示されないまま施術され、後になって高額請求されたケースもあります。今回の相談では、消費生活センターが何度かあっせん交渉した結果、クリニックが残金の請求を取り下げました。



めぐニャンからの アドバイス

美容医療は病気の治療ではないため、急いで施術を受ける必要はありません。一方、施術費用は個々のクリニックが自由に設定する自由診療が中心のため、契約金額が高額になりがちです。

美容医療の広告やインターネットの表示の中には「切らないので安心・安全」「体に全く負担がない」「注射だけでマイナス10歳」など、法令上問題となる可能性があるものも見受けられます。標準的な費用が記載されていない広告や、メリットばかり強調し、副作用やリスクが全くないと誤解させるような広告はうのみにしないようにしましょう。

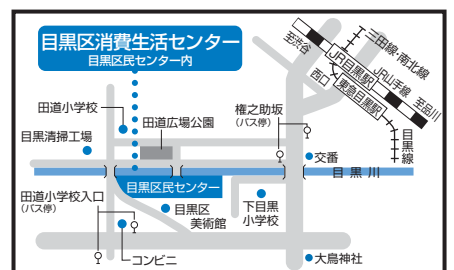
美容医療を受ける際は、施術の内容や金額、効果やリスクについて十分な説明を受け、納得して合意する「インフォームドコンセント」が特に大切です。

クリニックに出向く前に、本当に施術を受ける必要があるかどうか、まずは冷静に考えましょう。

シグナル93号に関するご意見や今後の発行に関するご要望をお寄せください。

発行 目黒区消費生活センター
(目黒区産業経済部産業経済・消費生活課)

〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター内
TEL:03-3711-1133 FAX:03-3711-5297



目黒区 消費生活

検索

メールマガジンを配信しています。